



# ら・し・さ 通信

2019 (令和元) 年 夏秋号 (第33号)



アザミと蝶

撮影：三谷巖

## おもな内容

### ● イベントのご案内

「終活アドバイザー協会講演会」「ら・し・さ®」の終活講座「ら・し・さサロン」  
「地域開催セミナー（名古屋市、高知市、群馬県伊勢崎市）」など

### ● 終活お役立ち情報

「樹木葬の種類」「樹木葬の埋葬の仕方」「公的年金の生計維持の判定」「生命保険信託」「公的年金額」

### ● NPO 法人ら・し・さ 総会報告

発行：NPO 法人ら・し・さ（終活アドバイザー協会）

理事長：若色 信悟

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 KNビル 4F

TEL: 03-6264-4655 (平日 10:00~17:00)

FAX: 03-6264-4656

E-Mail: kanri@ra-shi-sa.jp

ホームページ:



終活アドバイザー協会のメール・HP

E-Mail: info@shukatsu-ad.com

https://www.shukatsu-ad.com

2019/4/15 から、電話・ファクス  
番号が左記に変わっています

「NPO 法人ら・し・さ」は、人生の後半期に訪れる、介護、住まい、葬式、お墓、相続などの様々な心配ごと、特にお金に関する情報を集め、整理して提供しています。皆さまの必要に応じてお手伝いするファイナンシャル・プランナー (FP) を中心とした団体です。2016 年からは終活アドバイザー協会を運営しています。

# イベントのご案内

詳しくは HP をご確認ください

## ら・し・さ 終活アドバイザー協会講演会

日 時 : 2019年9月14日(土) 14:00~16:40(13:30 開場)

会 場 : 東京ウィメンズプラザ ホール(地下1階)

### 第 1 部 : 「生前葬ってどんなもの? ~ある生前葬の記録から~」

講 師 : 鹿野 佐代子 (ら・し・さ理事)

ゲスト : 横林 清子氏 (NPO 法人つばき 代表理事)

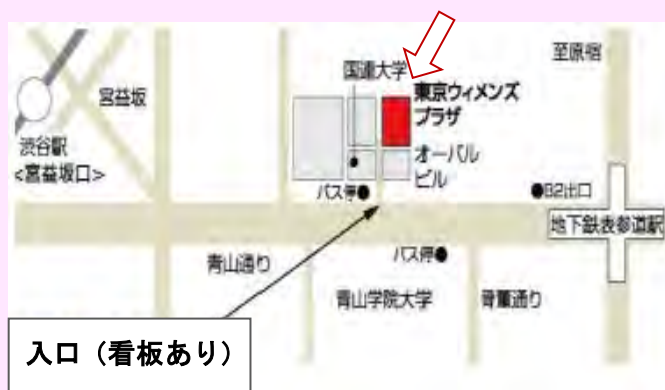
### 第 2 部 : 「人生 100 年時代における終活アドバイザーの可能性」 ~死亡・相続ワンストップサービスの担い手として~

講 師 : 廣木 智代/高井 豪 (ら・し・さ理事)

交流会 17:00~ 「un café (アンカフェ)」 (講演会会場と同じビルの地下 2 階)

講演会参加費 : 1,000 円 (ただし、「交流会参加者」および「会員」は講演会無料)

交流会参加費 : 5,000 円 交流会の申込締切: 2019年9月9日(月)



#### 【講演会会場・交流会会場】

渋谷区神宮前 5 丁目 53-67

コスモス青山ビル B1 階/B2 階

・表参道駅 B2 出口より徒歩 7 分

・渋谷駅から徒歩 12 分

国連大学とオーバルビルの間に入り  
50m ほど先にあります

## “ら・し・さ®”の終活講座 第 34 回

### 「高齢者施設の種類と有料老人ホームの選び方 (仮)」

日 時 : 2019年10月11日(金) 13:40~16:40

会 場 : TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム 1

東京都中央区日本橋 3-5-13 三義ビル 2F

(JR 東京駅 八重洲中央口徒歩 5 分、

東京メトロ 日本橋駅 B1 出口徒歩 3 分)

参加費 : 5,000 円 (ノート付き)

会員 3,000 円

(会員は、ら・し・さノートをご持参ください)

定 員 : 50 名 (先着順)



## 《今後のイベント予定》

### 終活アドバイザー協会講演会・会員交流会（東京開催）

2019年9月14日（土） 14:00～ （13:30開場）

会場：東京ウィメンズプラザ B1 ホール

★交流会を開催します

17:00～「un café（アンカフェ）」（講演会会場と同じビルの地下2階）



### 終活講座（東京開催）

第34回 2019年10月11日（金）13:40～ 会場：TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1  
「高齢者住宅と有料老人ホームの選び方（仮）」

第35回 2019年12月

第36回 2020年2月

### ら・し・さサロン（東京開催）

2019年11月「築地本願寺 見学会と法話を聞く」

2020年1月「健康講和：血糖値スパイクについて（仮）」

### 終活講座（地域開催）

<名古屋市> 2019年9月28日（土）13:30～ 会場：名古屋国際センター

「生前贈与でできること」「相続コンサルティング事例～相続手続き、生前対策～」

<高知市> 2019年9月29日（日）14:00～ 会場：高知県立県民文化ホール

「終活アドバイザーの可能性を語ろう」「幸せな終活とエンディングノートの書き方」

このほか、<仙台市> <横浜市> にて開催予定

### 終活セミナー（地域開催）

<群馬県伊勢崎市> 2019年11月30日（土） 会場：伊勢崎市内の介護施設

このほか、<札幌市> <栃木県宇都宮市> <石川県金沢市> <広島市>

<鹿児島県> などで開催予定

★イベントへの参加費は、当日会場にてお支払いください★



## 終活お役立ち情報

※終アド HP の会員ページ内「お役立ち情報」もご利用ください

終活をすすめていくと、日々の暮らし、身の回りの品から不動産などの大きな財産、医療・介護・年金などの社会保険制度や税金、相続、お葬式・お墓とさまざまな事がら関係します。

こういった終活に関わる知識や経験を、「お役立ち情報」としてお届けします。

### 終活お役立ち情報 ①

#### 樹木葬の種類

樹木葬（じゅもくそう）とは、墓地として許可を受けた場所に遺骨を埋め、墓標として樹木を植える埋葬の仕方です。遺骨を自然に還すというイメージがある樹木葬ですが、日本では、遺骨は法律で決められた墓地以外に埋めてはいけなくなっていますので、樹木葬ができる場所は、法律で決められた墓地の中に限られます。

日本で初めての樹木葬は、1999年に岩手県一関市の知勝院が開設した樹木葬墓地と言われています。その後、「遺骨を土中に埋めるので、自然に還ることができる」「広々とした自然の中で眠りたい」「お墓の跡継ぎがない」「費用が掛からない」など色々な理由で樹木葬を望む人が増えてきました。そこで各霊園も様々な形式の樹木葬を設置するようになり、現在では多くの樹木葬墓地ができてきました。

理解しやすいように、設置場所と埋葬の形式から分類してみました。分類の名称は法律などで決められているわけではありません。

#### 1. 霊園の設置場所から見た分類

##### ①里山型樹木葬

自然の里山などを活かし霊園全部を樹木葬にしている樹木葬墓地です。広い土地が必要で、自然の地形を利用しているため、里山型と呼ばれることが多いです。都会からは遠く離れた場所にあります。

##### ②都市型樹木葬

比較的都会に近いところにあり、霊園の中の一部を樹木葬にしている形式です。霊園内のかなり広い面積を樹木葬に充てている霊園もあれば、霊園のごく一部を樹木葬にしている霊園もあり、寺院墓地の中に設置されているケースもあります。都会型、公園型、ガーデン型などと呼ばれることがあります。

#### 2. 埋葬の形から見た分類

##### ①合葬納骨方式

たくさんの方の遺骨を1つの場所に一緒に埋葬する形です。

##### ②個別納骨方式

遺骨1体につき1区角を割り当てられ、そこに埋葬する形式です。1区画数㎡の大きな区画内に数体（1～5体位）の遺骨を埋めることができる形式や、0.02～0.5㎡位の小さな区画に1体だけ埋葬する形式などがあります。都市型では、小さな区画内でも複数体の遺骨を埋葬することもあります。



### 樹木葬の埋葬の仕方（里山型樹木葬）

.....

樹木葬は、その埋葬場所や埋葬法はそれぞれの霊園で大きく異なります。今回は霊園全部を樹木葬にしている「里山型」の一般的な埋葬方法としくみについて説明します。

#### 1. 里山型樹木葬の特徴と埋葬方法

一般的に里山型の敷地は広く、広い所では数 ha（数万平方メートル）に及ぶ霊園もあります。それゆえ、都心から遠く離れた場所にあり、交通の便の悪いところが多くなっています。最寄り駅から遠い霊園では、送迎バスなどを出している場合もあります。

敷地を 1～5 平方メートルに区画割して、1 区画に複数人の遺骨を埋葬できるようにしています。埋葬方法は、区画内に掘った穴の中に遺骨を埋葬します。一般的な骨壺は使用せず、遺骨をそのまま、又は、土中で自然分解される布袋や骨壺などに入れて埋葬します。

墓標の代わりに好みの低木を植える霊園もあれば、木は植えず名前を記した石版を置くところ、草花を植えるところなど様々です。

通常のお墓では、原則としてペットと一緒に納骨することはできません。しかし里山型樹木葬の墓地では、同一区画内にペットも一緒に埋葬できるところが多いようです。

#### 2. 里山型樹木葬の契約のしくみ

##### 【宗教】

宗教を全く問わない霊園、それまでの宗教は問わないけれど埋葬後は仏教に限る、またはその寺の宗派に限る霊園など様々です。



##### 【費用】

契約時の費用の中に、墓地区画使用料、納骨式・永代供養の費用、管理費などが含まれるケースが多いようです。ただし、2 人目からは納骨料が必要になることもあります。

##### 【年間管理費】

年間管理費不要、毎年必要、一括して納入、契約者または登録した人が生存する限り年間管理費が必要など、霊園や契約によって様々です。

##### 【埋葬期間】

未来永劫その区画はそのまま使用できる、区画内で最後に埋葬したときから一定期間（例えば 33 年間）使用できる、など霊園によって異なります。一定期間使用の場合、期間が過ぎると同じ霊園内の合葬墓に合祀されます。

## 終活お役立ち情報 ③

樹木葬の埋葬の仕方（都市型樹木葬）と、樹木葬の注意点

次に都市型樹木葬の埋葬方法と樹木葬全体の注意事項について説明します。

### 1. 都市型樹木葬の特徴と埋葬方法

都市型はその名の通り都心部に近く交通の便の良い場所に設置され、霊園の一部を樹木葬にしているところが多くなっています。

埋葬方法は、1～数本のシンボルとなる木や花の周り、花壇などの割り当てられた区画に遺骨を納めます。割り当てられる広さは霊園により様々ですが、1区角 0.01～0.2 m<sup>2</sup>ほどの小さなところがほとんどです。また、1つの区画に複数人の遺骨を納められるようになっている霊園もあります。

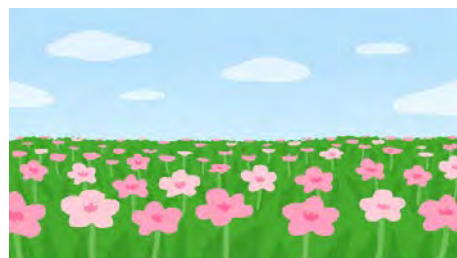
遺骨の納め方も霊園により様々です。一般的には遺骨をそのまま、または布袋や木の骨壺に入れて納めますが、中には普通の骨壺に入れたり、遺骨を粉末にしてステンレスの骨壺に入れたりして納骨する霊園もあります。

都市型でも、個別納骨方式と合葬納骨方式の埋葬方法があります。

東京都立小平霊園では、共同埋葬（合葬）する墓地を樹林墓地（樹林型合葬埋蔵施設）、個別に1体ずつ埋葬する墓地を樹木墓地（樹木型合葬埋蔵施設）と呼び分けています。

### 2. 都市型樹木葬の契約のしくみ

契約のしくみは里山型とほぼ同じです。



### 3. 樹木葬共通の注意事項

樹木葬では遺骨を土に埋めて自然に還してしまうため、一般的に改葬（遺骨・お墓の引っ越し）はできませんが、陶器製やステンレス製の骨壺に入れて納骨する霊園では改葬ができる場合もあります。

埋葬方法や契約のしくみは霊園により大きく異なります。また、樹木葬と称して山などに散骨している業者もありますが、その地域の自治体や住民とトラブルになっているケースもありますので注意が必要です。

契約する前に、必ず実際に霊園（現地）に行ってお話を聞くことが大切です。

## 終活お役立ち情報 ④

### 公的年金の生計維持の判定



公的年金の遺族年金や加給年金などを受給できる人の要件のひとつとして、「生計を維持されている」というものがありますが、それはどのようなものでしょうか。

公的年金で、生計維持関係にあったかどうかは、次の①②を両方満たしているかどうかで、判断されます。

- ①同居していること。別居していても、仕送りしている、健康保険の扶養親族である等の事項があれば認められることがある。
- ②（遺族年金等を受け取る側の）前年の収入が 850 万円未満であること。または所得が 655 万 5 千円未満であること。

生計維持関係にあるかどうかは、住民票や生計同一関係の申立書などで判断されます。

同居している場合や、健康保険の扶養家族になっている場合は、生計維持関係にあるとみなされるのが一般的です。生計維持関係を判断するのに、年齢や世帯主かどうかは、関係ありません。

①②の条件を満たしていれば、夫婦で収入が多かった側が少ない側の遺族年金等を受給できる場合もあります。

ただし、遺族年金等の給付を誰が受け取れるかという点については、生計維持関係にあることその他に、給付の種類ごとに要件が定められています。

また、公的年金における配偶者は、婚姻関係にない事実婚（内縁関係）でも認められる場合があります。内縁関係を証明する書類としては、①被扶養者になっている健康保険被保険者証、②葬儀を主催したことを証する書類（会葬御礼の写し等）、③連名の年賀状などの郵便物、などがあります。詳細については、年金事務所などでご確認ください。

## 終活お役立ち情報 ⑤

### 生命保険信託



皆さん、生命保険信託という言葉を知っていますか？  
簡単に言ってしまうと、生命保険金をあげたい人に一括ではなく分割であげられる制度です。

#### 例えば

お父さんが子供に、自分に万が一のことがあったときには生活に困らないようなお金を渡したい。ただ、まだ子供が小さいので一時的に多額のお金が入ってしまうと、お金の使い方を間違ってしまうのではないかと心配だ。

という場合にとても有効な制度です。

たとえば 3,000 万円を一括で渡すのではなく、月々 20 万円を約 12 年間渡すことができるのです。

この仕組みがどうなっているのかというと、  
お父さんは生命保険会社と「生命保険の契約」、信託会社と「信託契約」を取り交わします。実際に生命保険の支払いがあった場合には、保険会社から信託会社に死亡保険金が支払われ、信託会社から子供に毎月お金を給付する、という流れです。

つまり、信託契約とはお父さんの財産あるいは残した財産（今回は死亡保険金）を信託会社に預けて管理してもらう、という契約です。

生命保険信託を使うことで、受取人が未成年や認知症、障がいにより自分で財産管理をすることが難しい場合やお金の使い方が苦手な場合に、財産承継を円滑に行えるようになることが期待できます。

ただし、生命保険信託を扱っている保険会社は限られますし、会社により商品内容や扱いは異なります。利用の際には、信託に詳しい専門家に一度ご相談されることをおすすめします。

## 終活お役立ち情報 ⑥

2019年4月からの公的年金額

2019年4月からの公的年金の額をお知らせします。

下記は年額です。年金は、偶数月の15日に、それ以前の2カ月分が支給されます。

老齢基礎年金：780,100円

夫婦2人の標準的な老齢年金額（老齢基礎年金＋老齢厚生年金）

：2,658,066円（月額221,504円）

配偶者加給年金額（本人が昭和18年4月2日以降生まれの場合）

：390,100円

遺族基礎年金：780,100円

遺族基礎年金加算額

1人目・2人目：224,500円 3人目以降：74,800円

中高齢寡婦加算（遺族厚生年金の加算）

：585,100円

障害基礎年金（1級）：975,125円

同上（2級）：780,100円

障害基礎年金加算額

1人目・2人目：224,500円 3人目以降：74,800円

障害厚生年金（3級最低保証額）：585,100円

障害手当金（最低保証額）：1,170,200円



# 終活講座をパソコンやスマホで受講できます



「ら・し・さ®」の終活講座」をビデオ(動画)で受講できるようになりました。

動画配信サービスは、「生活経済研究所®長野 家計見直しセミナー」(URL:<https://fpi-j.tv/>)のサービスのひとつ(3ch ら・し・さチャンネル)として提供されています。終活アドバイザー協会会員は割引価格で受講できます。非会員や退会された方、会費未納の方は、会員価格での利用はできませんので、ご注意ください。

**3ch ら・し・さチャンネルサイト [https://fpi-j.tv/category/3ch\\_rashisa](https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa)**

## 1. まずは「利用者登録」を行います

「[https://fpi-j.tv/category/3ch\\_rashisa](https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa)」にアクセスして、右上の「利用者登録」ボタンをクリックします。案内に従って、登録手続きを行ってください。

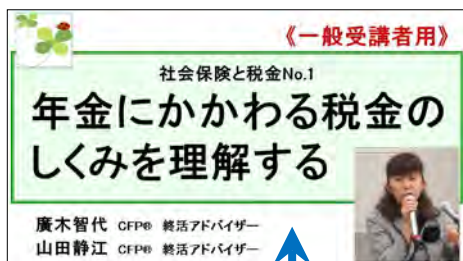


## 2. 登録が終わったら受講できます

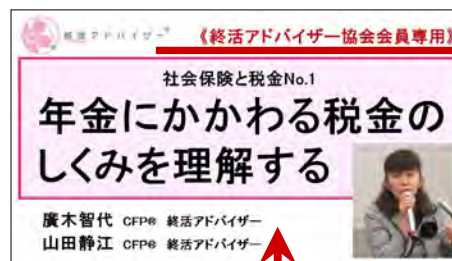
受講するには、各セミナーのバナー(下記の図ご参照)をクリックしてお申込みください。

- ◇ 受講可能期間は購入(申込み)から 14 日間
- ◇ セミナー映像は、指定された受講可能期間であれば、繰り返し、視聴可能
- ◇ セミナー料金は動画ごとに設定。代金はクレジットカードによる決済となります。

終活アドバイザー協会会員の方は、3ch ら・し・さチャンネル内の「終活アドバイザー協会会員専用」バナーをクリックしてお申し込みください。 **申込みの取り消しや変更はできません。**



**一般の方はこちらをクリック!**



**会員はこちらをクリック!**

利用者登録や、WEB セミナーのご利用に関してご不明な点は、下記にお問い合わせください

家計の見直しセミナー | 生活経済研究所®長野の WEB セミナー

URL : <https://fpi-j.tv> お問い合わせ(メール) : [delivery@fpi-j.com](mailto:delivery@fpi-j.com)

◇終活講座(東京開催)

・「学んで備える認知症

↳原因・治療・ケア・予防」

講師：松尾孝子

・「学んで使える民事信託

↳民事信託の仕組みと使い方」

講師：大久保啓介氏

・「終活の知識と

エンディングノートの活用法」

『ら・し・さノート書き方セミナー

↳これからの人生を自分らしく」

講師：高井豪

『ディスカッション 終活Q&A』

・「セカンドライフに役立つ保険の話」

『生前給付型保険の現状』

講師：竹下さくら

『多様なライフスタイルに合った

死亡保険のかけ方・

保険金の受け取り方』

講師：小河由紀子

・「相続・基本講座」

第1回 「相続の基本知識」

第2回 「相続への備え1

↳相続の準備・相続対策①」

第3回 「相続への備え2

↳相続対策②・遺族の生活」

講師：山田静江、橋本秋人、古川美保

◇終活講座(地域開催)

・「終活講座 in 名古屋」

『エンディングノートの

書き方教えます』

『これだけは知っておきたい

成年後見制度』

講師：高伊茂、若色信悟

・「終活講座 in 福岡」

『貴方にとっての終活とは？

↳人生の課題を考えよう』

『体験からみた老後の医療・

介護で準備しておきたいこと』

講師：池田賢一、池田幸代

◇終活セミナー(地域開催)

・「終活セミナー in 札幌」

『エンディングノートの活用法』

『終活にそなえた

金融商品・不動産の管理』

講師：若色信悟、有田宏

・「終活セミナー in 古河」

『自分らしく生きる為に

自分史ノートを作りませんか』

『成年後見制度

↳人生100年時代を自分らしく

生きぬく』

講師：日暮道恵、川田陽一

・「終活セミナー in 富山」

『終活と

エンディングノートの書き方』

『あなたとご家族のための

相続対策』

講師：若色信悟、上田亨

・「終活セミナー in 神戸」

『元気なうちにやっておく

相続の準備』

『幸せを招く！エンディングノート』

講師：鹿野佐代子、吉田公子

・「終活セミナー in 松山」

『エンディングノート書き方講座』

『家族のための終活』

講師：倭和代、山田静江

・「終活セミナー in 長野」

『親のこと、

自らのセカンドライフを考える』

『想いを届ける

エンディングノート』

講師：山根裕子、柳澤恵子

・「終活セミナー in 郡山」

『終活のポイントと

エンディングノートの書き方』

『終活は人生の道しるべ

自分史作りから始めよう』

講師：高井豪、飯田教郎

◇ら・し・さサロン事業

・「病気と老化とは違う」

講師：岩城隆昌氏

・「初笑い ら・し・さサロン落語会」

師匠：古今亭菊志ん

前座：金原亭乃ノ香

・「施設見学会とセミナー」

『SONPO ケア ラヴィーレ光が丘公園』

『ミニセミナー』 講師：中田実千代

◇セミナー

・終活アドバイザー協会講演会

〔東京開催〕

「人生100年とシニア世代の課題」

講師：伊藤宏一氏

「最新お墓事情

↳解説と谷中霊園散策ビデオ」

講師：三谷ますみ、河原正子

・終活アドバイザー協会講演会

〔大阪開催〕

『我が人生の終活 グレンミフーが

奏でる「生前葬」を振り返って』

講師：横林清子氏 鹿野佐代子

『円満相続のために知っておきたい

7つのポイント』 講師：平井寛

・ゆうちよ財団助成事業セミナー

「お金と料理で算数を学ぶ方法」

講師：住山志津枝

令和元年7月20日に、NPO法人ら・し・さは、第17回通常総会を開催しました。

総会では、平成30年度の事業報告・収支報告、令和元年度の事業計画・収支計画等について報告・審議され、すべて承認されました。今期も引き続き、理事10名と監事2名で運営します。

NPO法人ら・し・さの正会員は、年度末で85名。全国各地で開催している終活講座や終活セミナーでは運営や講師として協力をあおいでいますが、今後は各地の終活アドバイザー協会会員との連携も、さらに進めていきたいと考えています。また事務量の増加に対応し、事務作業の場を移転、さらに職員も増員しました。

ノート類の発送や会員管理、皆様のお問い合わせ等にスムーズに対応できるようにいたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

### 平成30年度活動報告（抜粋）

少子高齢社会のさまざまな社会事象は、年を追うごとに私たち日常生活に身近になり、メディアでの「人生100年時代」の露出は衰えず、終活への関心とニーズは着実に増加している。外部からの講師依頼も増加している。このような状況のもと、「終活アドバイザー協会」は発足後3年余が経過し、法人内の基幹事業に成長しつつある。このほか、行政等への協力として、「東京都消費者月間2018交流フェスタ」に例年どおり、出展した。

NPO法人ら・し・さの平成30年度の事業の特徴をまとめれば次のようになる。

- 1 終活アドバイザーの  
認定登録者数の増加
- 2 セミナーの地域開催をさらに展開
- 3 「ら・し・さノート<sup>®</sup>」の  
発行部数の増加
- 4 財政規模の拡大
- 5 事務局オフィス（事務作業場所）  
の移転



### ◇終活アドバイザー協会

平成28年3月の発足後、入会者数は順調に伸びている。年度末の終活アドバイザー協会会員数は、正会員を含め2,271名であった。

会員の入会後の継続的教育研修および新規受講の促進として、また、一般の方向けに、終活講座や終活セミナー、ら・し・さサロンを東京および各地で開催しているが、終活アドバイザー協会会員の参加者は増えており、会員の活動や意見などを聞き、会員同士の交流を深める場となっている。

また、地域や時間帯の都合で受講できない会員向けに、東京開催の終活講座については、動画配信（パソコンやスマートフォンで受講）を行っている。

このほか、終活アドバイザー協会会員向けサイトでは、「お役立ち情報」を提供している。終活アドバイザー資格取得時の講座で学ぶ内容について、制度改正やトピックス的な内容となっている。

### ◇ら・し・さノート&活用ガイド&支援ハンドブック普及活動

「ら・し・さノート<sup>®</sup>」は、一般向けのほか、終活アドバイザー講座の副教材として、また終活アドバイザー協会入会者への無償提供、会員からの受注があり、発行部数は年間1万部を超えている。

正会員や終活アドバイザー協会会員によるセミナー等での利用は増加傾向にあり、活発なエンディングノートの普及活動が行われている。

「ら・し・さノート<sup>®</sup>」、「活用ガイド」、「親なきあとの支援ハンドブック」の増刷時に法や制度の改正による改訂や、データの更新を行っている。

- ・ノート、ガイド・ハンドブック
- ・マスメディアへの取材協力
- ・オリジナルエンディングノートの執筆・監修・コンテンツ提供

「JAバンク、ゆうちょ銀行、明治安田生命、住友生命など」

（10ページへ続く）

## 「ら・し・さノート®」・「活用ガイド」

### 「親亡きあとの支援ハンドブック～知的障がいの子を持つ親のために～」

NPO 法人ら・し・さ では、「ら・し・さノート®」及び「活用ガイド」、「親亡きあとの支援ハンドブック」を発行しています。ご希望の方は下記の方法にてご購入ください。

#### ら・し・さノート®

これまでの人生を振り返り、これからやりたいことを考えながら、財産を把握し、人生の後半期のことを書きとめておくためのノートです。医療や介護が必要になったときの希望や、葬式やお墓のことを記入するページもあります。自分史ノートやエンディングノートとしての役割を持たせることもできます。(全 46 頁)



500 円＋  
消費税

#### 活用ガイド

ノートを書くときの手引きとなるものが欲しい、という声にお応えして作成した「活用ガイド」は、実例とアドバイス、お役立ち情報満載のガイドブックです。(全 48 頁)



700 円＋消費税

#### 親亡きあとの支援ハンドブック

知的障がいのあるお子さんを持つ親御さんが、お子さんやそのきょうだいのために何をしておくべきか、考えて行動するときの道しるべとなる一冊です。(全 48 頁)



800 円＋消費税

「ノート」&「ガイド」セット 1,200 円＋消費税  
ノートとガイドが収納できるクリアファイルが付きます

#### 【ご注文方法】

ら・し・さ のHPから、ご注文いただけます。HPからの注文では支払方法の選択ができます。  
◇クレジットカード払い(手数料無料) ◇コンビニ払い・銀行振込など(手数料負担あり)  
FAX、メール、ハガキによるご注文では、以下を明記してください。この場合、代金と送料は同封の郵便振替用紙でお支払いください(払込手数料の負担あり)。送料は一律 300 円です。

1. お名前
2. ご住所(送付先)
3. 電話番号
4. 必要冊数 (ノート●冊、活用ガイド●冊、ノート&ガイド●セットなど)
5. どこでノートのことを知りましたか
6. 年代(「60代」など) ※6は差支えなければお書きください

※終活アドバイザー協会会員の方が、会員特別価格(ノート10冊以上)で購入される場合には、専用紙でご注文いただくか、会員番号をお伝えください。この場合の送料は500円です。

#### 編集後記

この夏、世間を騒がせた老後200万円問題は、人に何かを伝えることの難しさを実感しました。

この問題の発端は金融庁の報告書です。その中には「総務省の家計調査」による高齢無職夫婦世帯の毎月不足額は平均で約5万円。それが20～30年続けば累計で、1300～2000万円不足するということが書いてありました。

「頑張ってお金を貯めない」と考えることを期待したものと思われますが、そうはならず、「不足するのは国が十分な年金収入を確保しないからだ」という批判になっていきました。

高齢者の中には、年金が少なくても上手にやりくりしている人もいれば、結構な金額の年金をもらっていても足りない人もいます。報告書は、それらの「平均」という事実を伝えたのに、「自分は200万円なんて準備できない、どうすればいいのか」と受け止めてしまったのかもしれない。

こういったすれ違いは実生活でもおこりがちです。伝える側は言葉を尽くすこと、受け取る側は相手の言葉尻をとらえず真意を探ることの努力が必要です。(山田)